



JR東労組組合員の皆さん！

ドライバース共済更新時期です

組合員の皆さん、ドライバース共済会の更新時期を迎えております。

2024年4月1日より2025年3月31日までが期間となりますので、3月中の手続きをお願いします。各区所に担当者がいない場合は、JR東労組・東京地本までご連絡ください。

(NTT) 03-5830-2256 (FAX) 03-5830-2258

(E-mail) JRU00601@nifty.com

「JR総連ドライバース共済会」加入者の範囲

ドライバース共済会は、JR総連組合員で動力車乗務員及び限定免許者、バス乗務員、業務上自動車を運転する組合員、その他、特に運営委員会が認めた組合員が加入できます。退職後にエルダー社員になった組合員も加入できます。新たに2023年4月より、JR東労組ドライバース共済会は「車掌」も加入できるように対象者の拡大をしました。JR総連を脱退またはドライバース共済会を脱会した場合は、救済の適用は受けられません。

会費 年額 1,200円 (当年4/1から翌年3/31まで年度一括納入)

ドライバース共済救済一覧表

	救済項目	共済金
救 援	①検束ならびに収監された時 ②罰金を支払った時 ③乗務中疾病 ④懲戒処分による減額 ⑤懲戒処分を受け期末手当減額 ⑤-2 昇格欠格 ⑥解雇 ⑦業務上を理由に長期乗務停止 ⑧その他	② 1日5,000円相当の差し入れ料 ②罰金の額(通勤途上は1万円を上限、適用条件あり) ③減額分 ④減額分 ⑤減額分 ⑤-2 係数1を基準(1年を限度) ⑥退職金の額 ⑦10日以上を1単位とし4,000円 ⑧運営委員会が決定
見 舞 金	①業務上死亡 ②業務上以外死亡 ③業務上負傷で退職 ④業務上負傷で1ヶ月以上入院 ⑤業務上負傷で2週間以上休業	①20万円(含む花輪代) ② 5万円 ③10万円 ④ 5万円 ⑤ 2万円
記念品	退職・転職による脱会	記念品

業務中の組合員も守ります！ 加入されていない方はお急ぎください！